

社会福祉法人等を対象とした支援・助成

✓ 社会福祉施設の整備助成制度

- ・ 目的 : 施設入所者(利用者)の福祉の向上を図るため、社会福祉施設の整備に対し、一定額を補助
- ・ 補助内容 : 施設整備費用の3/4

✓ 退職手当共済制度

- ・ 目的 : 社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上をはかることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、社会福祉法人の経営する社会福祉施設職員等を対象とした退職手当共済制度が設けられている。

【引用元】厚生労働省HP「社会福祉事業と社会福祉法人制度」を一部参照し、作成。

営利法人におけるEPA への参入規制

✓ 外国人看護師・介護福祉士候補者らの受入

現状、社会福祉法人・医療法人等がEPAに基づく外国人介護福祉士ら候補者の受け入れ施設となっている

営利法人が受け入れ施設からは除外されている

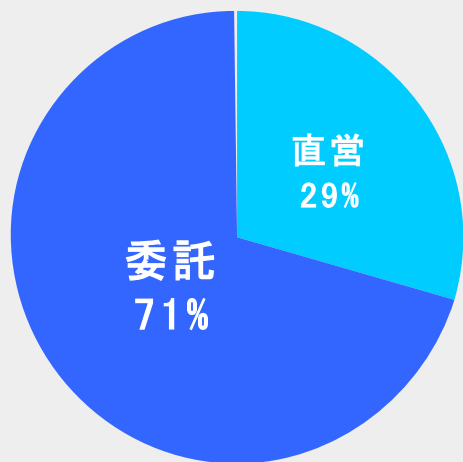
地域包括支援センターの実質的な受託制限

✓ 地域包括支援センターの運営委託について

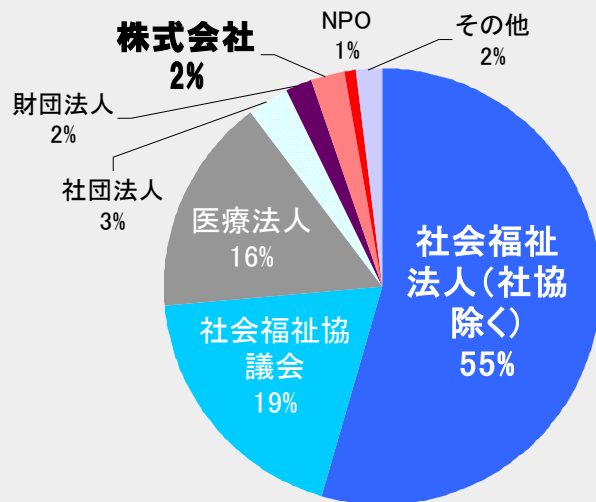
受託法人（介護保険施行規則 第 140 条の 67）

- ・ 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人
- ・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者
- ・ 地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村
- ・ 医療法人、社会福祉法人、包括支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人
- ・ その他市町村が適当と認めるもの

✓ 委託割合（%）



✓ 委託法人の構成割合



【引用元】 2013年3月 地域包括支援センターにおける業務実態や機能のあり方に関する調査研究事業報告書
(三菱総合研究所)

税制優遇・事業参入規制等の結果 顕在化した課題

営利法人とその他法人間における従業員処遇格差

【引用元】2011年介護事業経営実態調査（厚生労働省）

【全職種平均】常勤換算職員1人当り給与（月額） （単位：千円）

| 連番 | サービス種類 | 2008年調査 | 2010年調査 | 2011年調査 |
|---------|--------|---------|---------|---------|
| ① | 老人福祉施設 | 326 | 312 | 318 |
| ② | 特定施設 | 268 | 241 | 273 |
| ③ | 訪問介護 | 232 | 213 | 234 |
| 差額(①-②) | | 58 | 71 | 45 |
| 差額(①-③) | | 94 | 98 | 84 |

【介護職員】常勤職員1人当り給与（月額） （単位：千円）

| 連番 | サービス種類 | 2008年調査 | 2010年調査 | 2011年調査 |
|---------|--------|---------|---------|---------|
| ① | 老人福祉施設 | 290 | 302 | 279 |
| ② | 特定施設 | 233 | 230 | 254 |
| ③ | 訪問介護 | 223 | 225 | 223 |
| 差額(①-②) | | 57 | 72 | 25 |
| 差額(①-③) | | 67 | 77 | 56 |

【介護福祉士】常勤職員1人当り給与（月額） （単位：千円）

| 連番 | サービス種類 | 2008年調査 | 2010年調査 | 2011年調査 |
|---------|--------|---------|---------|---------|
| ① | 老人福祉施設 | 340 | 323 | 328 |
| ② | 特定施設 | 280 | 239 | 293 |
| ③ | 訪問介護 | 264 | 250 | 259 |
| 差額(①-②) | | 61 | 84 | 35 |
| 差額(①-③) | | 76 | 73 | 69 |

【注】2010年は介護事業経営概況調査。

【引用元】2012年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

①ホームヘルパー（ホームヘルパー・訪問介護員）

決まって支給する現金給与額 208.5千円

年間賞与その他特別給与額 282.6千円

②福祉施設介護員（福祉施設介助員）

決まって支給する現金給与額 218.4千円

年間賞与その他特別給与額 474.4千円

③差額(②-①)

決まって支給する現金給与額 +9.9千円

年間賞与その他特別給与額 +191.8千円

上場会社のコーポレート・ガバナンス

■ 上場会社 コーポレート・ガバナンス原則について -2004年3月16日 株式会社 東京証券取引所-

1. 株主の権利

上場会社のコーポレート・ガバナンスには、株主の権利を保護することが期待されている。

2. 株主の平等性

上場会社のコーポレート・ガバナンスには、少数株主や外国人株主を含めて株主を平等に扱うことが期待されている。

3. コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係

上場会社のコーポレート・ガバナンスには、企業とステークホルダーの円滑な関係の構築を通じて、企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持を促すことが期待されている。

【留意点】

- ①ステークホルダーの立場を尊重する企業風土の醸成、社内体制の整備。
- ②ステークホルダーへのステークホルダーに関する重要な情報の適時適切な提供とそのための社内体制の整備

4. 情報開示と透明性

上場会社のコーポレート・ガバナンスには、会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項について適切な情報開示(ディスクロージャー)をすることが期待されている。

5. 取締役会・監査役(会)等の役割

上場会社のコーポレート・ガバナンスには、取締役会・監査役(会)等による経営の監督を充実させ、取締役会・監査役(会)等の株主に対するアカウンタビリティが確保されることが期待されている。